## えひめ地域産業力強化支援事業補助金 よくあるご質問

愛媛県中小企業団体中央会

No	Q	A
1	応募申請書類の提出方法	○郵送以外は受付しません。
2	補助金の対象【1】	○和式トイレ・男性用小便器の新規設置は対象
	・洋式トイレの導入・改修	外。
	及び付随する工事費	○付随する工事は、洋式トイレ器具の設置費及び
		トイレ室内の付属配管工事等が対象。トイレ室外
		の工事は対象外。(汲取り式等の現在配管がない
		場合であっても同様。)
		○洋式トイレ型への交換であれば汲取り式も対
		象。
		○和式トイレで段差がある場合があり、段差撤去
		工事は和式トイレの撤去費に含み対象外、その撤
		去後の壁面や床面の整備は洋式トイレの設置付
		随工事に含み対象。
		○洋式トイレから洋式トイレへの交換は、何らか
		の機能的改善がある場合に限り対象。
		○既設の洋式トイレに自動開閉装置や温水洗浄
		便座等を追加する場合も設置付随工事費を含み
		対象。
		○加えて、トイレの手洗器に自動水栓等を設置す
		る場合も設置付随費を含み対象。
3	補助金の対象【2】	○基本的な考え方は、建物及び構築物は対象外、
	• 建物付属設備、	建物付属設備は、例えば、店用簡易装備等の工事
	建物・構築物の区別	のみで構成されるものを除き対象とします。
		※例:壁建ては対象外、間仕切板設置は対象。
	・プレハブ	○対象外。
	※事務所・倉庫等の屋外へ設置	※建物又は構築物に該当するため、移動の可不可
	するもののほか、工場内等の屋	を問わず対象外。
	内へ設置するものを含む 	
	・ウッドデッキのような地面に	○対象。
	固定しないもの	※置いてある状態であるため、建物及び構築物に
	※束石を置いた上に設置するも	該当しない。
	のなど	
4	補助金の対象【3】	○1. 応募申請日時点で建築中であれば対象外。
	・「建築中の施設に整備しようと	○2. 工事完了時に交わされる「引渡証明書」又
	する経費」	はそれに準ずる書類の記載日をもって完了と考
	1. いつの時点で「建築中」か。	えます。
	2.いつの時点が「建築完了」か。	

5	補助金の対象について【4】	○工事のみの案件は対象外。
	・工事について	○何らかの設備導入等が必要です。
		○工事は、設備の設置に付随する事として対象と
		なります。
6	補助金の対象について【5】	○新規開設が対象。
	・ECサイトの新規構築	○既設ECサイトがある場合も、全く新しいシス
		テムへ再構築する場合は対象。
		○情報発信のみのホームページ作成は対象外(何
		らかのシステム導入が必要)。
		○ECサイトとホームページを同時に開設する
		場合、ECサイト部分のみが対象。
		○楽天や amazon のようなオンラインモールへの
		出店にかかる経費は対象外。
		○例えばサービス業のオンライン予約・サービス
		管理·決裁のようなシステム導入はECサイトと
		みなして対象。
		○ウェブサーバ利用料金のような月額経費※は
		対象外。
		※開発費とまとめられて年払になっているよう
		な場合も対象外。
7	補助金の対象について【6】	○対象外経費は理由を問わず対象外のため、左の
	・複数の機器がセットで1つの	例の場合、タブレット本体(OS含む)の金額を
	装置として稼働する設備	除外した額が対象。インストールされるレジソフ
	※例:非接触型レジシステムの	トウェアは対象。
	中に対象外の「タブレット」機器	○これらの場合、見積書にて当該金額を除外して
	が含まれる場合など	表示する必要があります。
8	補助金の対象について【7】	○旧設備を取り外す工事費や処分する費用は対
	・設備の設置に伴う旧設備の撤	象外。
	去費や処分費	○見積書で、工事費の中にまとめて記載されるこ
		とがありますが、その場合は撤去・処分費を除い
		た額に見積書を作り直す必要があります。
9	補助金の対象について【8】	○対象設備等の導入と不可分な工事を対象。
	・設備の導入に付随する工事費	※例:換気設備・空調設備の取付工事や電気工事、
		洋式トイレの設置工事や室内配管工事等
		※例: 換気設備を新設するうえで壁に開口部を設
		ける必要がある場合など、行わなければ設置でき
		ない工事については対象とします。
		※必要な工事であっても例えば基礎工事のよう
		な建物及び構築物となる工事は対象外。
	補助金の対象について【9】	

<ul> <li>・密を避けるための生産設備(自動機械等)導入</li> <li>相助金の対象について【10】</li> <li>・空気清浄機(ウイルス対策が可能とうたのででである。</li> <li>能なもの)</li> <li>2 補助金の対象について【11】</li> <li>経間の運搬等の機械化等、作業者の作業環境な状態を回避するための機械装置等が対象。</li> <li>るものが対象。</li> <li>※添付書類のカタログ等にて確認します。</li> <li>②対象。</li> </ul>	てい
<ul> <li>11 補助金の対象について【10】 ○カタログ等にウイルス対策可能とうたっ・空気清浄機(ウイルス対策が可 るものが対象。</li> <li>能なもの) ※添付書類のカタログ等にて確認します。</li> </ul>	てい
<ul><li>・空気清浄機(ウイルス対策が可 能なもの)</li><li>*添付書類のカタログ等にて確認します。</li></ul>	
能なもの) ※添付書類のカタログ等にて確認します。	浄機
	浄機
12 補助金の対象について【11】 ○対象。	浄機
	浄機
・空調設備(空気清浄機能(ウイ ※ウイルス対策が可能なものに限る。空気清	
ルス対策が可能なもの)付き) と同様にカタログ等にて確認を行います。	
○室内機及び室外機の設置工事並びに必要	な電
気工事は付随工事として対象。	
・空調設備(換気機能付き) ○対象。	
13 補助金の対象について【12】 ○対象外。	
・販路開拓を主目的に導入され 〇密の回避・新たなビジネススタイル定着の	ため
る設備の補助金であり目的が異なります。	
14       補助金の対象【13】       ○次のいずれにも当てはまる車両のみ対象。	
・車両について・事業所及び作業場内のみ走行	
・ナンバープレートが無く、公道を自走不可	īŢ
○キッチンカーや移動販売車両、宅配車両は	販促
用につき対象外。	
15 見積書について ○対象設備等の是非を審査するため、内訳や	明細
が表示された見積書を添付してください。	
○複数設備や付随工事等をまとめて一式と	表示
したものなどは不可とします。	
○有効期限に注意してください。	
※発注時に期限切れは不可。	
16 「合見積書」について ○合見積書の提出は不要です。	
※実績報告時も同じ	
17   応募書類に不備がある場合の取   ○提出された応募書類を全て返送します。不	備の
扱い 箇所を示す書類を同封しますので、書類の修	正等
を行い、再度提出してください。	
○応募書類の差し替えは行いません。	
18 設備代金等の支払い ○オンラインバンキング利用可。	
○その場合、実績報告時に振込完了を示す画	i面を
出力し、提出する必要があります。	